

## 南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和2年10月26日午後1時30分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 13名
2. 出席委員 13名にしてその氏名は次のとおり  
1番 高橋 善一      2番 黒澤 ちよ子      3番 高橋 誠一  
4番 峠田 一徳      5番 浅野 厚司      6番 渡部 基司  
7番 本間 仁一      8番 安達 芳紀      9番 佐藤 一志  
10番 小野 博      11番 渡沢 寿      12番 伊藤 圭一  
13番 鈴木 正徳
3. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局長 大室 拓  
同 上 事務局長補佐 山内 美穂  
同 上 農地係長 嶋貫 信一郎
4. 付議事件  
日程第1 会議録署名委員の指名  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 諸般の報告について  
日程第4 報第18号 南陽市認定農業者の認定について  
日程第5 報第19号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について  
日程第6 議第39号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について  
日程第7 議第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について  
日程第8 議第41号 非農地証明願に対する可否について  
日程第9 議第42号 南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について  
日程第10 議第43号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見決定について

5. 会議の要領  
議長（高橋会長）

（開会：ときに午後1時30分）

令和2年10月19日付け南農委告示第11号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会 委員総会を開会いたします。

ただいま出席されている委員は13名全員であります。

よって、過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立しますので、ただちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配布しております議事日程によって進めてまいります。

議長（高橋会長）

それでは、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。

4番 峠田一徳委員、5番 浅野厚司委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員 4番 峠田一徳委員  
5番 浅野厚司委員

議長（高橋会長）

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

会期は、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。

よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（高橋会長）

日程第3「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によりご了承願います。

議長（高橋会長）

日程第4 報第18号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長

ただ今上程されました、報第18号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年9月30日付け農第563号で、南陽市長から本委員会に対し、10月1日付けで2件を認定農業者として認定した旨の通知がありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長）

ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、報第18号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長）

次に、日程第5 報第19号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 　ただ今上程されました、報第19号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。

　本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が1件ありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長） 　ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 　1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲番▲▲ 外1筆 畑 合計7,319㎡を所有権移転するため、合意解約するものです。

議長（高橋会長） 　ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 　「なし」の声が有りますので、報第19号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 　次に、日程第6 議第39号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。

　提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 　ただ今上程されました、議第39号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。

　本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転2件、賃借権設定2件、使用貸借権設定2件、合計6件の許可申請がありましたので提案するものであります。

　農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） 　ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 　はじめに、所有権移転の申請となります。1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲番 畑 782㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

　2番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲番▲▲ 外2筆 畑 合計7,636㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

　次に、賃貸借権移転の申請となります。

　3番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲番▲▲の一部 外6筆 田 合計2,006.30㎡について、新規の10年で、毎年12月20日支払、金納となっております。

嶋貫農地係長

4番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲番 外2筆 畑 合計2,022㎡について、新規の10年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

次に、使用貸借権設定の申請となります。

5番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲番▲▲ 田 合計1,515㎡を新規の5年契約となっております。

6番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲番▲▲ 田 合計2,736㎡を新規の20年契約となっております。

議長（高橋会長）

ここで、現地調査について担当委員より、報告をお願いします。はじめに、議第39号 1番の現地調査について、11番渡沢寿委員より、報告をお願いします。

11番  
（渡沢寿委員）

昨日10月25日に、現地を確認に行き参りました。申請地はすべてが耕作されていて周辺農地に影響が無いことを確認して参りました。

議長（高橋会長）

次に、2番、4番の現地調査について、9番佐藤一志委員より、報告をお願いします。

9番  
（佐藤一志委員）

10月23日に確認して参りました。双方ともにすべて耕作されており周辺農地に影響が無いことを確認しました。

議長（高橋会長）

次に、3番の現地調査について、落合力推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長

落合推進委員へ調査を依頼しておりましたが、本日午前中まで連絡がつかなかったため、事務局の方でも確認して参りまして、耕作されている事を確認して参りましたので、代わってご報告いたします。

議長（高橋会長）

お諮りいたします、この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が2名おりますので、分割して審議したいと思います。

これにご異議ございませんか

議長（高橋会長）

これより本案件について、審議に入ります。  
本案件について、質疑、意見はございませんか。

……………異議なし……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

議長（高橋会長） それでは、始めに、議第39号3番の案件について、審議いたします。  
ここで、2番黒澤ちよ子委員の退席を求めます。

……………黒澤ちよ子委員 退席……………

議長（高橋会長） これより、本案件について審議に入ります。  
本案件について、質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、表決いたします。  
お諮りいたします、ただいまの案件について、申請のとり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。  
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長） ここで、2番黒澤ちよ子委員の復席を求めます。

……………黒澤ちよ子委員 復席……………

議長（高橋会長） 次に、議第39号6番の案件について、審議いたします。  
ここで、13番鈴木正徳委員の退席を求めます。

……………鈴木正徳委員 退席……………

議長（高橋会長） これより本案件について、審議に入ります。  
本案件について、質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、表決いたします。  
お諮りいたします、ただいまの案件について、申請のとり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。  
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長） ここで、13番鈴木正徳委員の復席を求めます

……………鈴木正徳委員 復席……………

議長（高橋会長） お諮りいたします。これより議第39号 3番と6番以外の案件について審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。  
それでは、一括して審議いたします。

議長（高橋会長） 本案件について、質疑、意見を求めます。  
質疑、意見はございませんか。

4番 暫時休憩をお願いいたします。

（峠田委員）

議長（高橋会長） それでは暫時休憩にします。

……………暫時休憩……………

議長（高橋会長） 総会を再開します。

議長（高橋会長） 本案件について質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について表決いたします。  
お諮りいたします、ただ今の案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。  
よって、本案については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第7 議第40号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第40号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し3件の許可申請がありましたので、提案するものであります。

関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長より説明がありました、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

1番につきましては、▲▲の■■■■■さんが、▲▲の■■■■■さんと■■■■■さんから、▲▲字▲▲番▲▲ 外2筆 田28㎡ 畑4, 288㎡ 合計4, 316㎡を所有権移転し、宅地分譲するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地であり、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

2番につきましては、▲▲の■■■■■さん外1名が、▲▲の■■■■■さんと使用貸借権を設定して、▲▲字▲▲番▲▲ 田 現況畑 合計921㎡に、一般住宅を建築するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地であり、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

3番につきましては、■■■■■さんが、▲▲の■■■■■さんと使用貸借権を設定して、▲▲字▲▲番▲▲の一部 畑 130.56㎡を、工事用仮設用地として使用するため、申請があったものです。こちらは、先月と先々月にもありました■■■■■の電波塔の工事用地となります。

当該地は、農地区分第1種農地ではありますが、一時転用申請であり、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

以上です。

議長（高橋会長）

ここで、議第40号 1番から3番までの現地調査について、13番鈴木正徳委員より、報告をお願いします。

13番  
（鈴木正徳委員）

10月19日に、私と伊藤圭一委員、山内事務局長補佐、嶋貫係長の4名で5条3件の現地調査を行ってまいりました。

2番の案件について、申請地は整地され砂利が敷かれてありました。事前着工と判断されるため事務局から申請人に聞き取りを行ってまいりました。申請人は、ぶどうの伐採をした後に休耕になっていた農地で、維持管理がしやすい様に盛り土をし、砂利を敷いてしまった。とのこと。今後は農地法を守って農地を管理しますのでよろしくをお願いします。ということでこの様に始末書を提出していただきました。

その他の案件については、申請通りであったことをご報告いたします。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。

これより、審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。

それでは、一括して審議いたします。

議長（高橋会長）

本案件について、質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について表決いたします。  
お諮りいたします、ただ今の案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が、全員と認めます。  
よって、本案については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第8 議第41号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第41号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。本案は、農地法第2条に規定する農地に該当しない旨の証明の願い出が本委員会に対し2件ありましたので、提案するものであります。  
事実を確認のうえ、証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 1番につきましては、▲▲の■■■■■さんから願出があったもので、▲▲字▲▲番 登記地目が畑 53㎡が、昭和54年から住宅敷地の一部として利用され、現在に至っているものです。  
耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。  
2番につきましては、▲▲の■■■■■さんから願出があったもので、▲▲字▲▲番 外9筆 登記地目田が 809㎡ 畑2,432㎡ 合計3,241㎡が、平成10年頃から耕作せず、山林化して、現在に至っているものです。  
耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。

議長（高橋会長） ここで、現地調査について、報告をお願いします。  
議第41号 1番の現地調査について、13番鈴木正徳委員より、報告をお願いします。



13番  
(鈴木正徳委員) 10月19日に、私と伊藤圭一委員、山内事務局長補佐、嶋貫係長の4名で非農地証明願い2件の現地調査を行ってまいりました。1番の案件については、申請通りであったことをご報告申し上げます。以上です。

議長(高橋会長) 次に、2番の現地調査については、高橋茂推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長 高橋茂委員より、▲▲地内以外の農地は、耕作できる状態にすることが困難であるまで山林化していることを確認し、▲▲の2筆は、立ち木がそれほどまだ大きくありませんが、水害等で土砂が流入しやすい土地という形でかなり石が入っている土地でございまして、耕作用に管理することが難しいと言う事を確認した。ということでご報告を頂戴しております。

議長(高橋会長) お諮りいたします。  
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。  
それでは、一括して審議いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、質疑、意見を求めます。  
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について表決いたします。  
お諮りいたします、ただいまの案件について、願出のとおり証明することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。  
よって、本案件については、願出のとおり証明することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第9 議第42号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長

ただ今上程されました、議第42号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年10月12日付け農第609号をもって、南陽市長から本委員会に対し、「農業経営基盤強化促進法」第18条に基づいて、2件の賃借権の設定に関する農用地利用集積計画を策定するため、当該計画について同条第1項の規定により、本委員会において決定するよう求められましたので、ご提案するものであります。

ご審議のうえ決定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

山内事務局長補佐

ただ今提案されました、議第42号につきまして、ご説明を申し上げます。

賃借権設定が2件で計画面積が田2, 233㎡となっております。

賃借権の設定につきまして、ご説明を申し上げます。今回の賃借権の設定につきましては、中間管理事業によるものでございます。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんと■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲番の田、99㎡ 外3筆の合計1,589㎡について、新規の10年契約で、毎年11月20日支払、金納となっております。

2番につきましては、▲▲の■■■■さんと■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲番▲▲の田、644㎡ について、新規の10年契約で、11月20日支払、金納となっております。

議長（高橋会長）

これより本案件について、審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。

それでは本案件は、一括して審議することに決しました。

議長（高橋会長）

本案件について、質疑、意見を求めます。

質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長）

本案件について表決いたします。

お諮りいたします、ただいまの案件について、妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。  
よって、本案については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第10 議第43号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

大室事務局長 ただ今上程されました、議第43号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、令和2年10月12日付け農第606号で、南陽市長から本委員会に対し、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により作成された農用地利用配分計画案について、同法第19条第3項により意見を求められましたので、別紙のとおり提案するものであります。  
ご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

山内事務局長補佐 ただ今提案されました、議第43号につきまして、ご説明を申し上げます。  
農用地利用配分計画案につきまして、ご説明申し上げます。  
NO.146-01 から 147-01 までの5件について、賃借権設定の申請となります。区域名は全域、借受者は、▲▲の■■■■■さん、貸付者は、▲▲の■■■■■さん外1名で、▲▲字▲▲番の田、99㎡外4筆の合計2,233㎡について、賃借権を設定するもので、契約期間は、令和2年12月5日から令和12年11月30日までの10年、支払方法は、口座振替となっております。  
以上でございます。

議長（高橋会長） この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員がおりますので、ここで、2番黒澤ちよ子委員の退席を求めます。

……………黒澤ちよ子委員 退席……………

議長（高橋会長） これより本案件について、審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。  
それでは、一括して審議することといたします。

議長（高橋会長） 本案件について、質疑、意見を求めます。  
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長（高橋会長） 本案件について表決いたします。  
お諮りいたします、ただいまの案件について、妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。  
よって、本案については、妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） ここで、2番黒澤ちよ子委員の復席を求めます。

……………黒澤ちよ子委員 復席……………

議長（高橋会長） 以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。

よって、令和2年10月19日付け南農委告示第11号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

（閉会：ときに午後2時07分）